

税金・各種料金払い込み「Pay-easy（ペイジー）」ATM 取引規定

1. 適用範囲

税金・各種料金払い込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」（以下「料金等払い込み」といいます。）は、株式会社十八親和銀行（以下「当行」といいます。）所定の収納機関（以下「収納機関」といいます。）に対し、税金、手数料、料金等（以下「料金等」といいます。）の払い込みを行うため、当行所定の現金自動預入払出兼用機（以下「当行ATM」といいます。）において、預金（普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）および貯蓄預金をいいます。以下同じです。）の機能をもつキャッシュカード（以下「カード」といいます。）もしくは通帳を利用して、払い込み資金を当該預金口座から引き落とし（総合口座取引規定に基づき当座貸越により引き落とす場合も含みます。）、または、払い込み資金として現金を投入し、料金等の払い込みを行う取扱いをいい、この取扱いについては本規定が適用されます。

2. 利用方法

- (1) 料金等払い込みをするときは、当行ATMの画面表示等の操作手順に従って、収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号（納付番号）、確認番号その他当行所定の事項を当行ATMに正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を当行に依頼してください。
- (2) 前項の依頼に基づく照会の結果として当行ATMの画面に表示される納付情報または請求情報を確認したうえで、料金等払い込みの依頼を行ってください。
- (3) 本条第1項の依頼内容および第2項の収納機関からの照会結果について、不備があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

3. 料金等払い込みにかかる取引の成立

- (1) 料金等払い込みにかかる契約は、当行がコンピュータ・システムにより依頼内容を確認して払い込み資金を受領した時に成立するものとします。
- (2) 次の場合には、料金等払い込みを行うことはできません。
 - ① 停電、故障等により取扱いできない場合
 - ② 依頼内容に基づく払い込み資金等を満たす資金を当行が受領できない場合
 - ③ 1日あたりのまたは1回あたりの当該預金口座のカードもしくは通帳の利用金額が、当行が定めた範囲を超える場合
 - ④ 当該預金口座が解約済みの場合
 - ⑤ お客さまから当該カードもしくは通帳に関する支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行った場合
 - ⑥ 差押等やむをえない事情があり当行が不相当と認めた場合
 - ⑦ 収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができない場合

- ⑧ 当行所定の回数を超えて当該預金口座の暗証番号を誤って当行ATMに入力した場合
 - ⑨ 当該カードまたは通帳が（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
 - ⑩ その他当行が必要と認めた場合
- (3) 料金等払い込みにかかる契約が成立した後は、料金等払い込みの依頼を取り消すことができません。
 - (4) 収納機関からの連絡により、料金等払い込みが取り消されることがあります。
 - (5) 当行または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、料金等払い込みの利用が停止されることがあります。料金等払い込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて当行または収納機関所定の手続を行ってください。
 - (6) 料金等の払い込みが成立したときは、当行は領収書（領収証書）に代えて依頼内容を記載した利用明細票を交付しますので、依頼内容を確認してください。この利用明細票は、取引の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。

4. 利用時間

- (1) 当行または収納機関が料金等払い込みの取扱いを行うことができないものとして定めた日または時間帯は、料金等払い込みの取扱いを行うことはできません。
- (2) 前項の取扱い時間内でも、収納機関の利用時間の変動等により、利用できないことがあります。

5. 取引内容の照会

- (1) 当行は料金等払い込みにかかる領収書（領収証書）を発行いたしません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続きの結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。
- (2) 当行で料金等払い込みを受け付けるとき、当行および他の金融機関にて既に払い込み済みかどうかは確認を行いません。必要以上に料金等を払い込んだ場合、その後の対応については収納機関に直接お問い合わせください。
- (3) 当行が発信した収納済み通知について収納機関等から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) 当行は当該取引について通知・照会・確認を行うことがあります。その場合には、料金等払い込みの依頼にあたって入力された電話番号または払い込み資金を振替えた預金口座について届出のあった住所・電話番号等を連絡先とします。
- (5) 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

6. 災害等による免責

次の各号の事由により払い込み金の入金不能、入金遅延があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ① 災害、事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- ② 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき
- ③ 当行以外の金融機関または収納機関の責めに帰すべき事由があったとき

7. 譲渡、質入れ等の禁止

利用明細票およびこの取引に基づく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

8. 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定、キャッシュカード規定およびその他関連諸規定により取扱います。

9. 規定の変更

本規定の条項は、制度改正、諸規定の変更等合理的な事由がある場合は、変更を行うことがあります。

以上